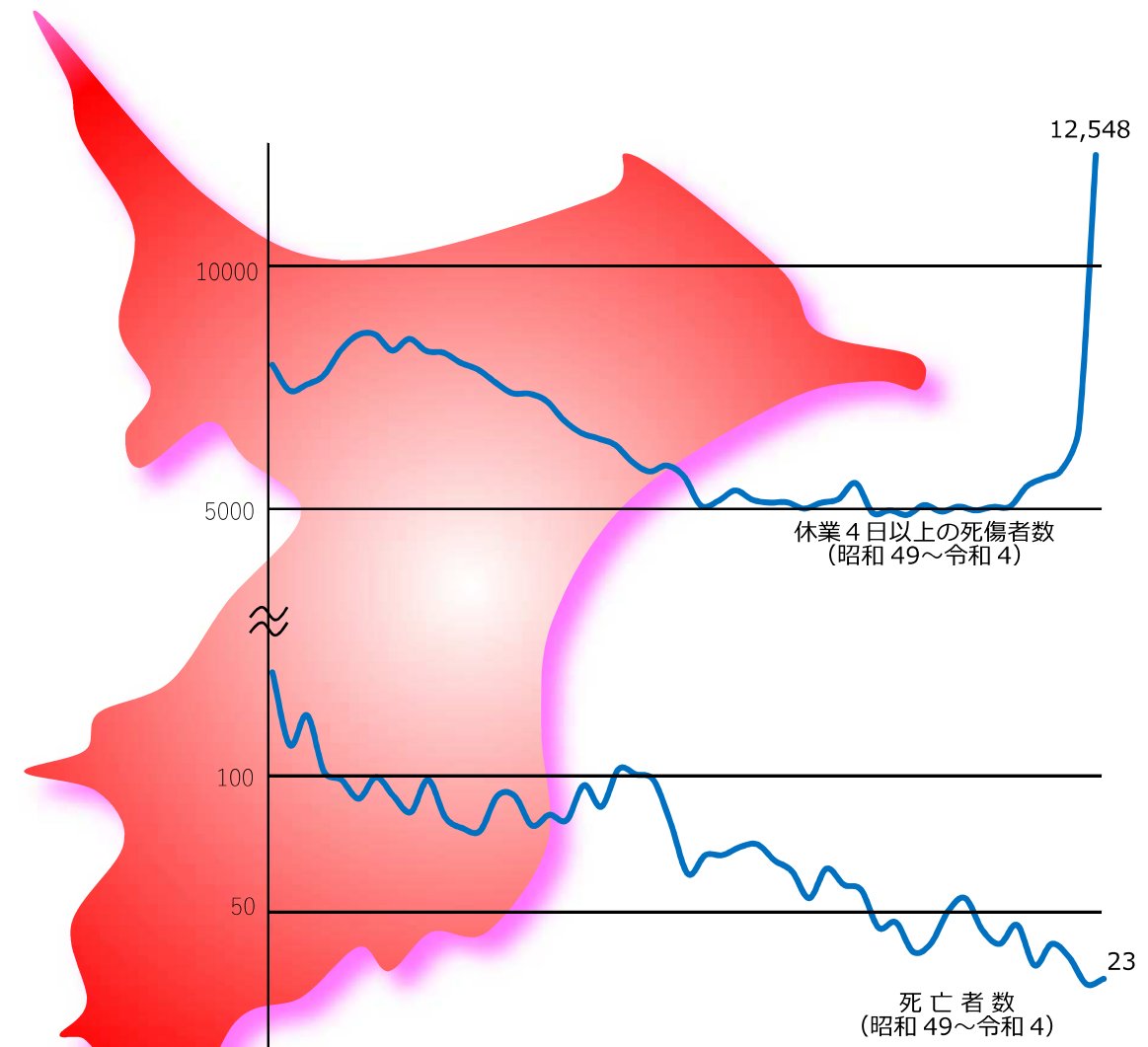


令和5年度版

グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状



千葉労働局

令和5年度全国安全週間 7月1日～7日

スローガン

「 高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場 」

目次

1	はじめに	1
2	労働災害の推移	2
3	増加する死傷者数、特に第三次産業等で大幅な増加	4
4	死亡災害の多い建設業、運輸交通貨物業、商業	5
5	行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害	6
6	業種によって異なる災害発生のパターン	8
7	高年齢労働者に多い労働災害	10
8	中小規模事業場に多い死亡災害	12
9	監督署別の労働災害発生状況	13
10	依然として増加傾向の有所見率	14
11	過労死等の労災補償状況の推移	15
12	令和4年の死亡災害	16
13	参考資料（事故の型・起因物分類）	18

1 はじめに

1. 令和4年の労働災害の概要

全国の労働災害による死傷者数は、減少傾向にあったが、近年は増加傾向を示しており、令和4年は、前年の149,918人を92.3%上回り288,344人となりました。また、死亡者数は、令和4年は8年連続で1,000人を下回り、前年の867人を8.8%下回り791人となりました。

千葉県内における令和4年の労働災害は、死傷者数が前年比86.0%増の12,548人となり、千葉労働局統計史上、初めて1万人を超えました。このうち新型コロナウイルス感染者は6,407人と51.1%を占めました。

業種別にみると、製造業(2.0%減)、金融広告業を除くすべての業種(大分類)で前年より増加しました。特に新型コロナウイルス感染症の影響により医療保健業(664.0%増)、社会福祉施設(256.7%増)等で大きく増加し、この2業種で新型コロナウイルス感染者の約9割を占めています。また、死傷者の17.9%が60歳以上の労働者となっています。

一方で千葉県内の死亡者数は23人と、前年より2人(9.5%)増加したものの、過去2番目に少なくなりました。業種別では建設業(8人)が最多となっており、次いで運輸交通貨物業(4人)となっています。

千葉県内の労働者の健康状況については、令和4年は54.2%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、血圧、肝機能に係る有所見率が高くなっています。また、令和3年度における千葉県内の脳・心臓疾患の労災保険請求受理件数は前年比8件減の34件となり、一方で精神障害の労災保険請求受理件数は前年比32件増の94件と過去最多となりました。

2. 令和5年度の主要対策

令和5(2023)年度は第14次労働災害防止計画の初年度です。

令和4(2022)年と比較して、死亡災害を5%以上減少、死傷災害を減少に転じさせる目標を達成するため、次の対策等を推進します。

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の協力を得て主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備を図ります。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

転倒・腰痛等災害による経済的損失の見える化を図り、転倒等災害防止の装備、設備等の普及、促進に取り組めます。

また、高年齢労働者の労働災害が増加していることから、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発等、職場環境の改善等を推進します。

(3) 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送業、建設業に対し墜落・転落災害防止対策の推進を図ります。

また、製造業、特に石油コンビナートを重点に、リスクアセスメントの実施とリスクを低減させる取組を推進します。

(4) 化学物質等による健康障害防止対策、労働者の健康確保対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、電離放射線等による健康障害防止対策、熱中症予防対策、過重労働防止対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、健康保持増進対策を推進します。

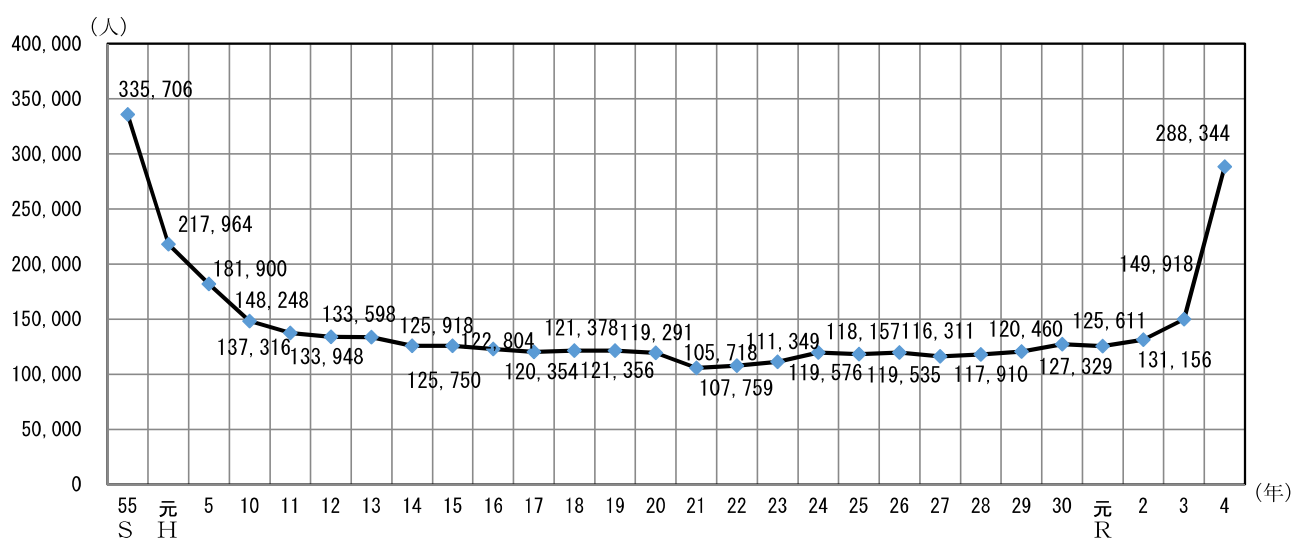
2 労働災害の推移

1. 全国

労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、昭和36年の481,686人（当時は休業8日以上²の死傷者数）をピークとして長期的には減少してきましたが、令和2年に増加に転じ、令和4年は前年確定値の149,918人を92.3%上回る288,344人と平成元年以降、最多となりました。

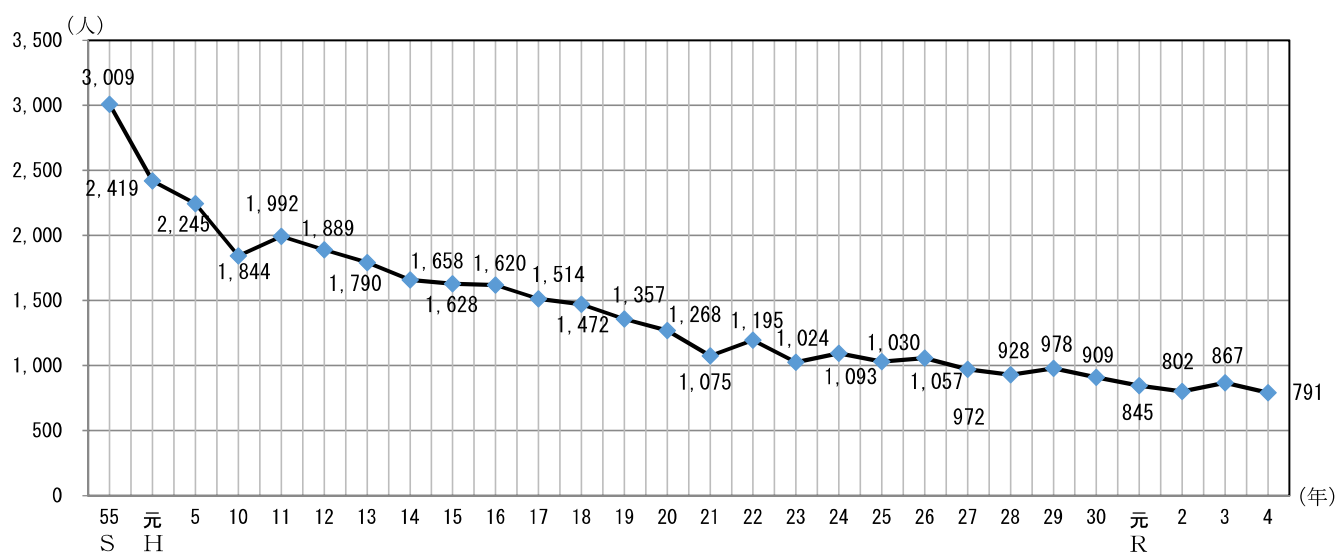
令和4年の死亡災害の速報値は791人となり、過去最少となりました。

全国における死傷者数の推移（全産業）



（注）平成23年までは労災給付データおよび厚生労働省安全課調べ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。
平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害(2,827人)を除く。
新型コロナウイルス感染症関係（R4年未確定、R3年19,332人、R2年6,041人）を含む。

全国における死亡者数の推移（全産業）



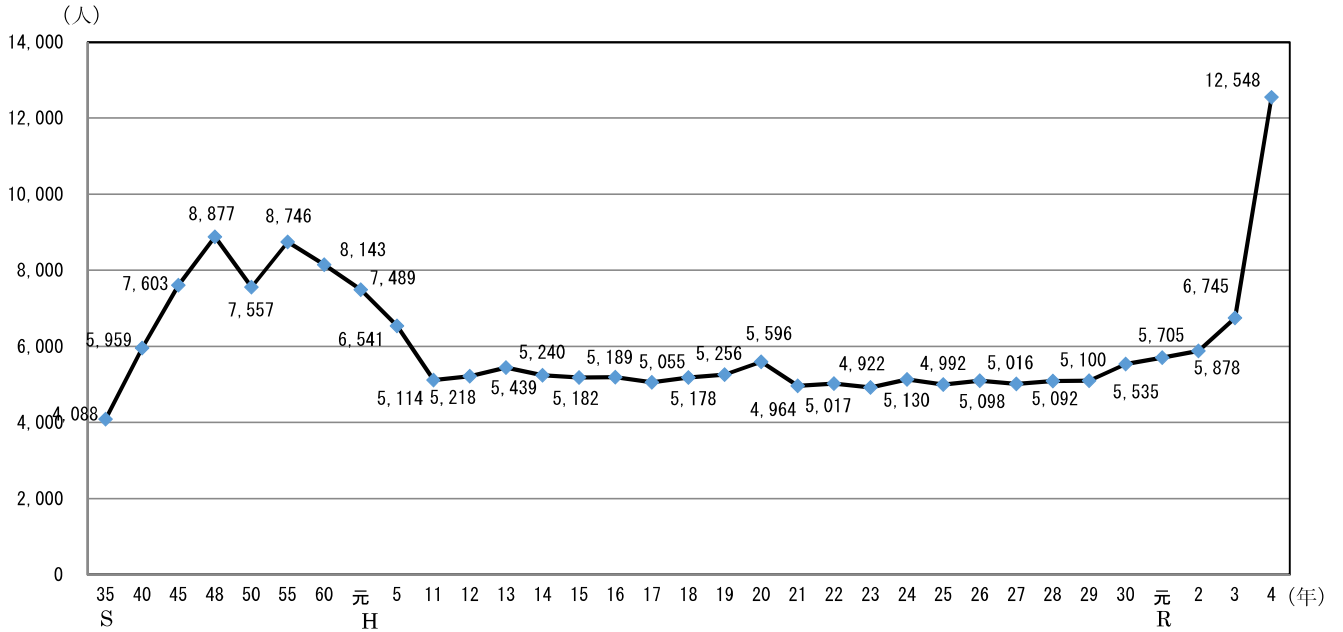
（注）平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害(1,314人)を除く。
死亡者数は厚生労働省安全課調べ。
新型コロナウイルス感染症関係（R4年未確定、R3年89人、R2年18人）を含む。

2. 千葉県内

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成11年以降は5,000人前後と横ばい状態で推移し、平成23年には労働安全衛生法施行（昭和47年）以降最少となりました。平成28年から再び増加に転じ、令和4年は前年比5,803人（86.0%）増の12,548人となり、過去最多となりました。

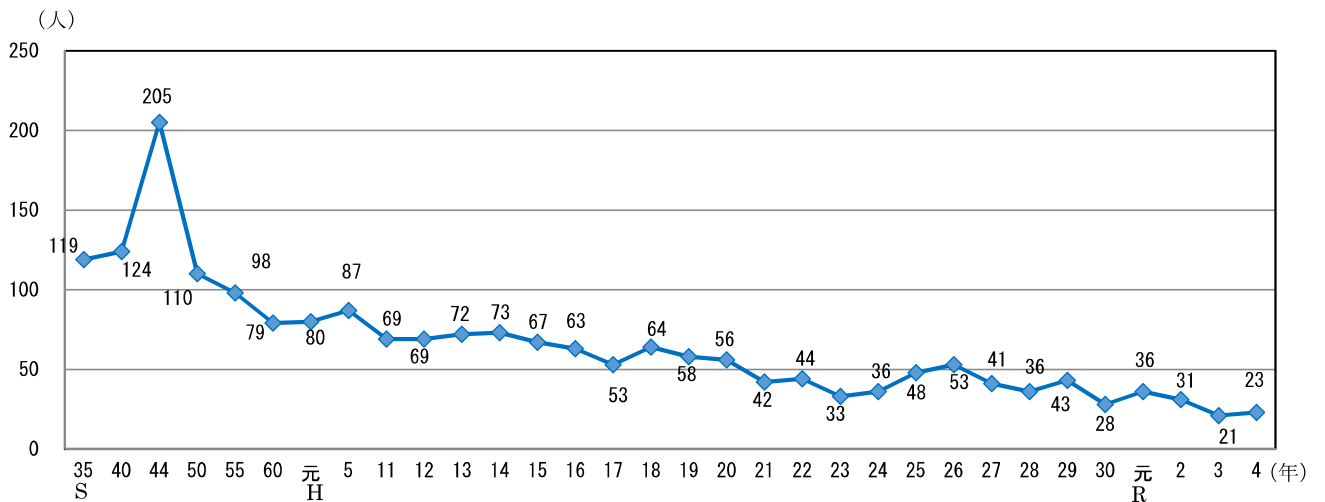
死亡者数は、昭和40年代の205人をピークに減少傾向が続いており、令和3年は過去最少の21人となりました。令和4年は前年比2人増加の23人となっています。

千葉県における死傷者数の推移（全産業）



(注) 昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。
平成23年までは労災給付データ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。
新型コロナウイルス感染症関連（R4年6,407人、R3年1,033人、R2年384人）を含む。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）



(注) 死亡者数は千葉労働局調べ。
新型コロナウイルス感染症関連（R3年2人、R2年1人）を含む。

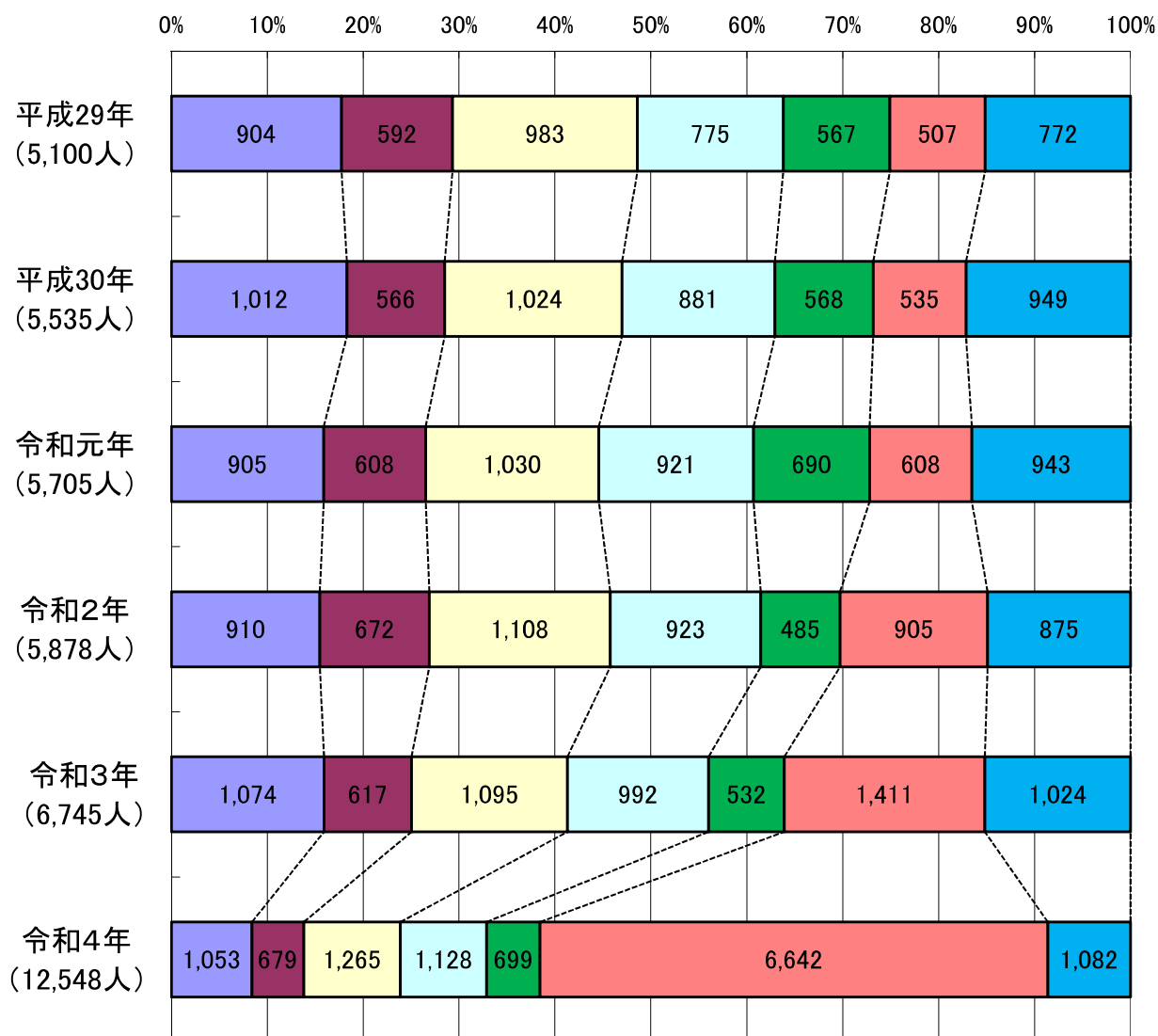
3 増加する死傷者数、特に第三次産業等で大幅な増加

業種別に過去5年間の推移をみると、商業・保健衛生業などの第三次産業で増加傾向となっており、全産業の死傷者の半数以上を占めています。

これら死傷者には、新型コロナウイルス感染症関連（以下「コロナ関連」という。）として、令和2年に384人、令和3年に1,033人、令和4年に6,407人が含まれています。このうち、令和4年についてはコロナ関連による死傷者の約9割が保健衛生業となっています。

業種別・年別死傷者数

■製造業 ■建設業 □運輸交通貨物業 □商業 ■接客娯楽業 ■保健衛生業 ■その他



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
死傷者数は、労働者死傷病報告による。

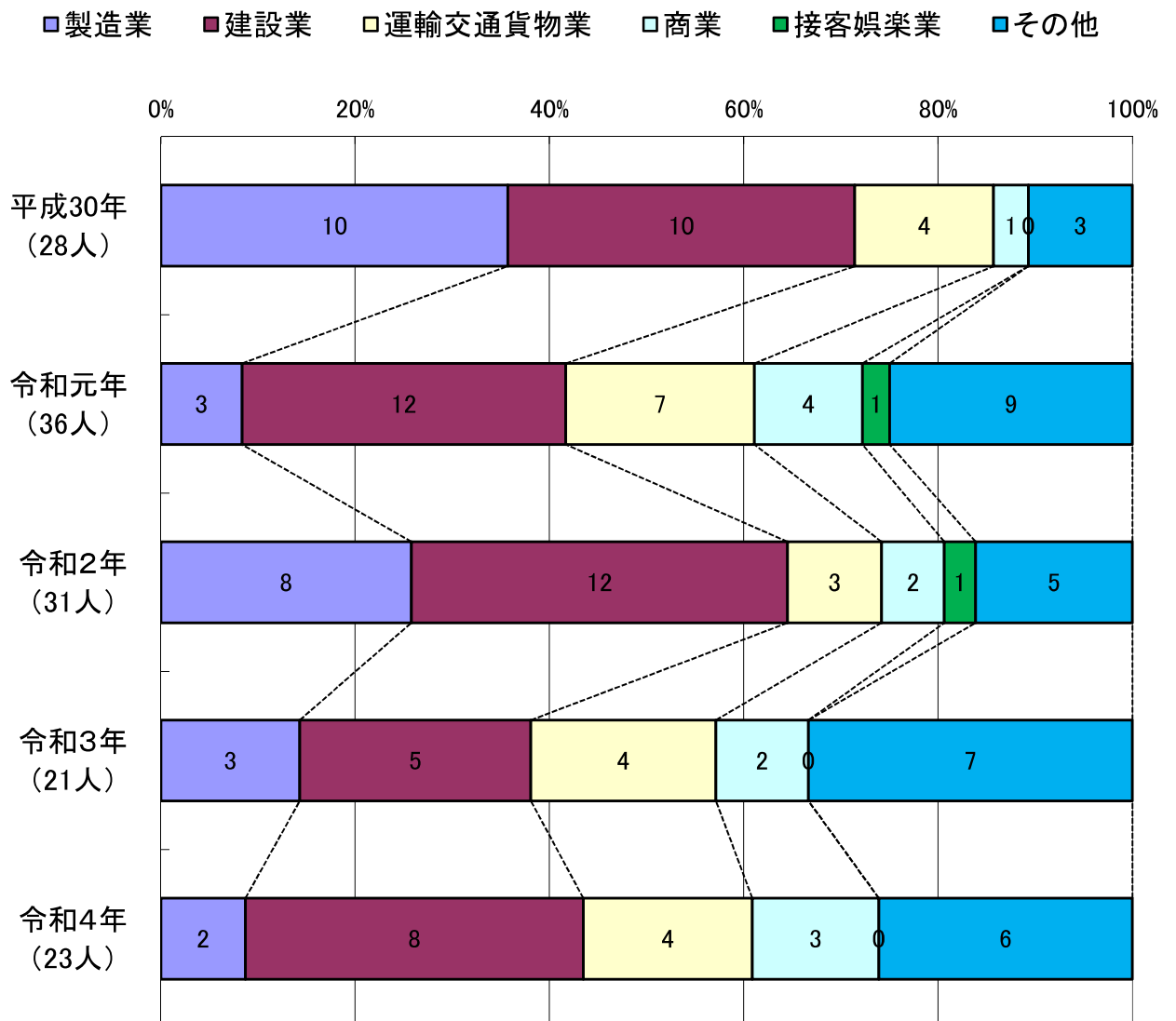
4 死亡災害の多い建設業、運輸交通貨物業、商業

令和4年の死亡者数は、建設業8人、運輸交通貨物業4人、商業3人など23人となり、過去最少であった令和3年と比べて2人増加しました。

対前年比の状況は、建設業で3人増加、商業で1人増加、運輸交通貨物業は前年と同数、製造業は1人の減少となりました。

これら死亡災害には、コロナ関連として、令和2年に1人、令和3年に2人が含まれています（令和4年は0人）。

業種別・年別死亡者数



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
死亡者数は、千葉労働局調べ。

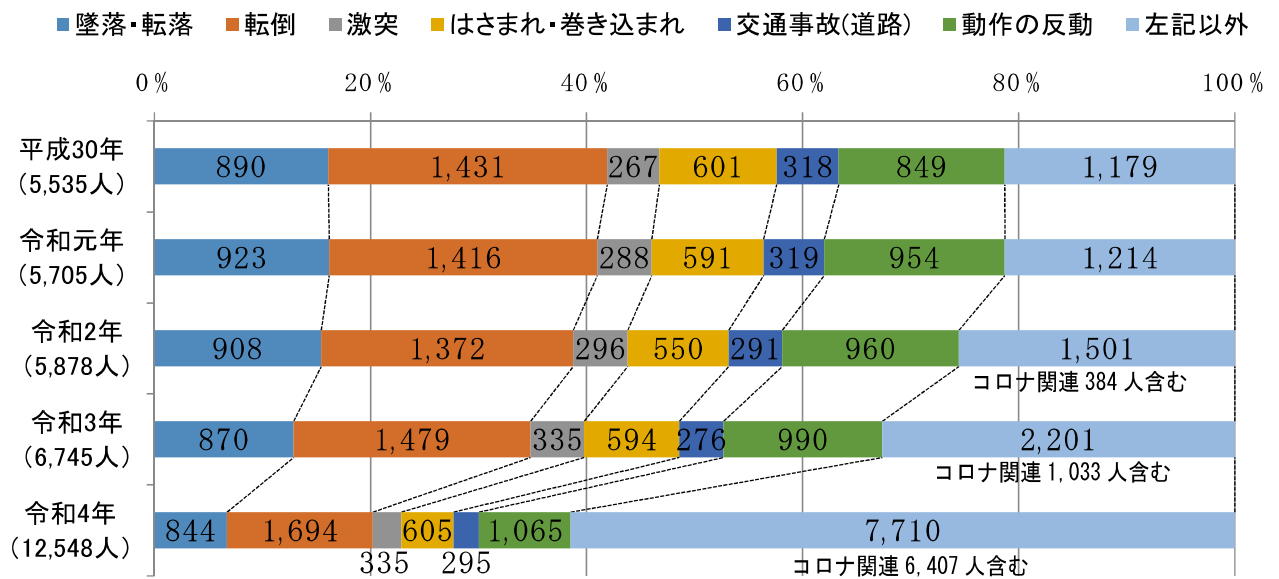
5 行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害

1. 死傷災害

令和4年における千葉県内の死傷者数を事故の型別で見ると、コロナ関連が6,407人と全体の51%を占め、次いで「転倒」、「動作の反動」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっています。コロナ関連を除くと、「転倒」と「動作の反動」の2つの事故の型で44.9%を占めています。依然として在来型の労働災害が発生している一方で、労働者の作業行動に伴う労働災害の増加が顕著となっています。

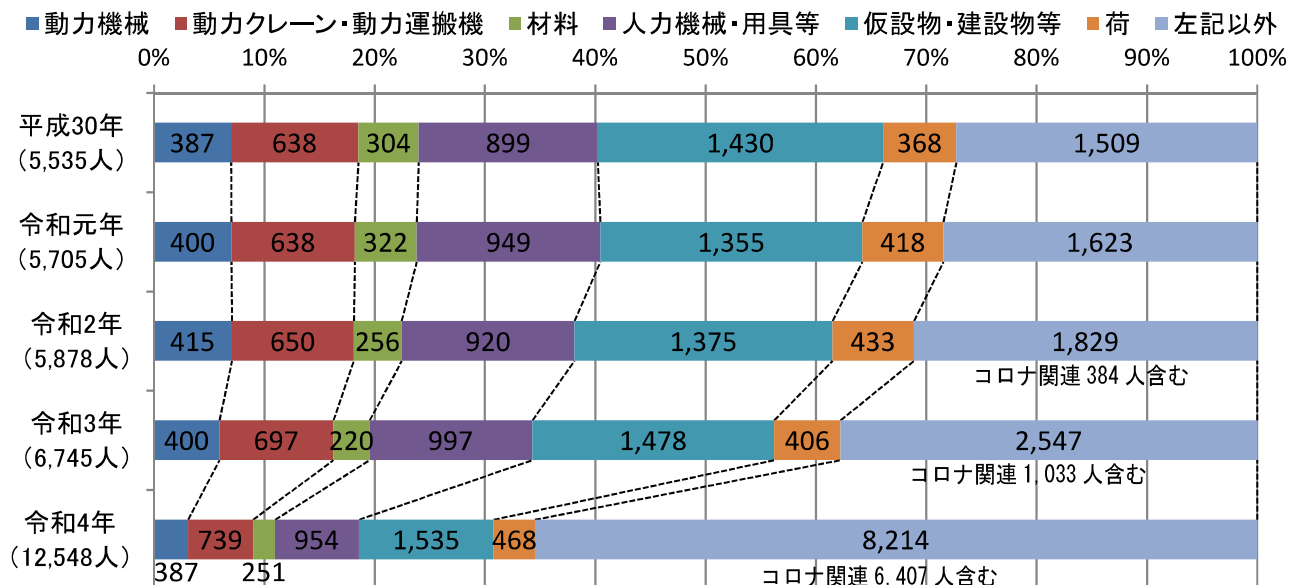
起因物別では、コロナ関連を除いて「動力クレーン・動力運搬機」、「材料」、「仮設物・建築物等」、「荷」による災害が前年よりも増加しています。

事故の型別死傷災害発生状況



※ 事故の型別分類は18ページ参照
発生状況は、労働者死傷病報告による。

起因物別死傷災害発生状況



※ 起因物分類は19ページ参照
発生状況は、労働者死傷病報告による。

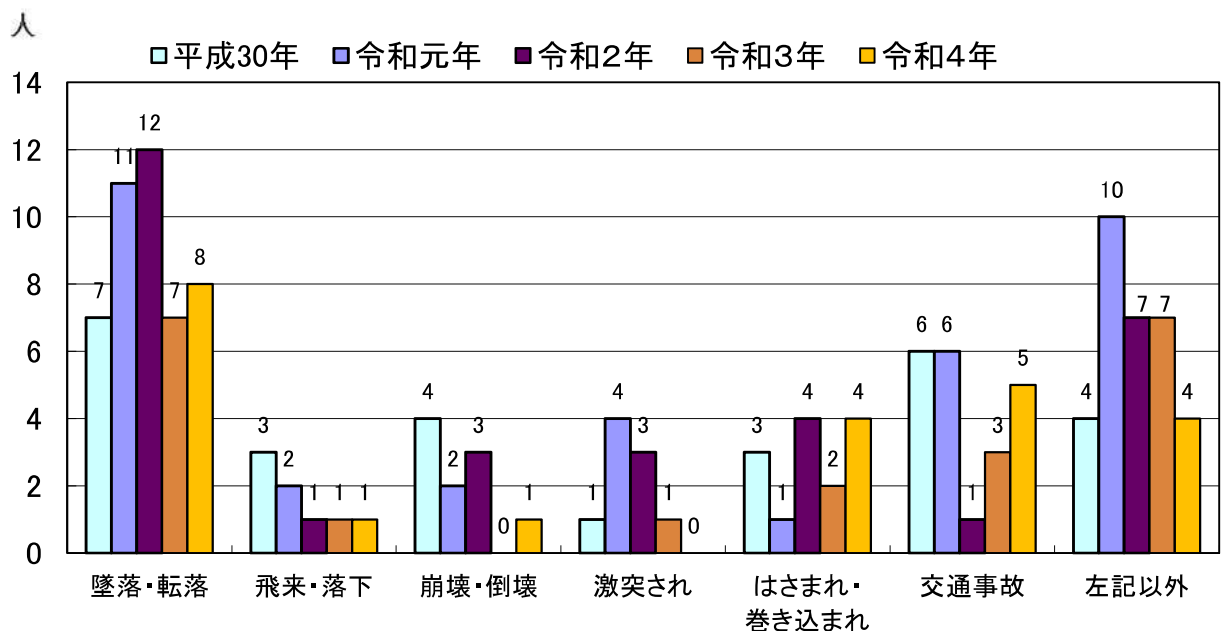
2. 死亡災害

令和4年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」が最も多く8人(全体の34.8%)、次いで「交通事故」が5人(同21.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」が4人(同17.4%)となっています。令和4年から過去5年間で見ると多い順で「墜落・転落」が45人(32.4%)、「交通事故」が21人(15.1%)となっています。

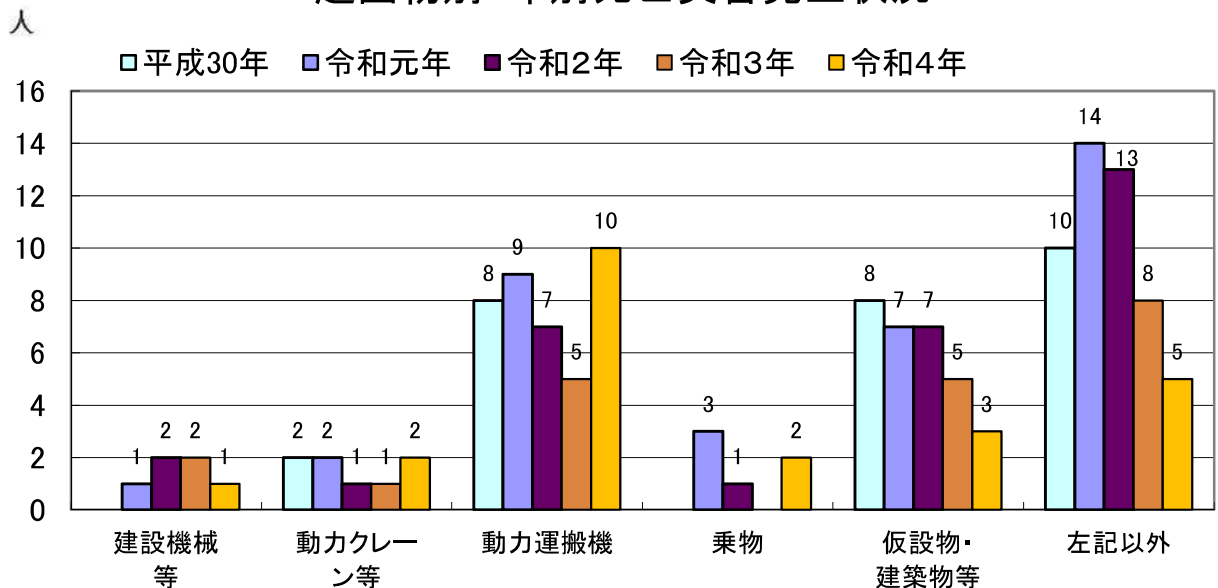
令和4年の死亡災害を起因物別で見ると、トラック、フォークリフト等の「動力運搬機」が最も多く10人(全体の43.5%)、次いで「仮設物・建築物等」の3人(同13.0%)となっています。令和4年から過去5年間で見ると多い順で「動力運搬機」が39人(28.1%)、「仮設物・建築物等」が30人(21.6%)となっています。

死亡災害には、コロナ関連として「左記以外」に3人(令和2年1人、令和3年2人)が含まれています。

事故の型別・年別死亡災害発生状況



起因物別・年別死亡災害発生状況

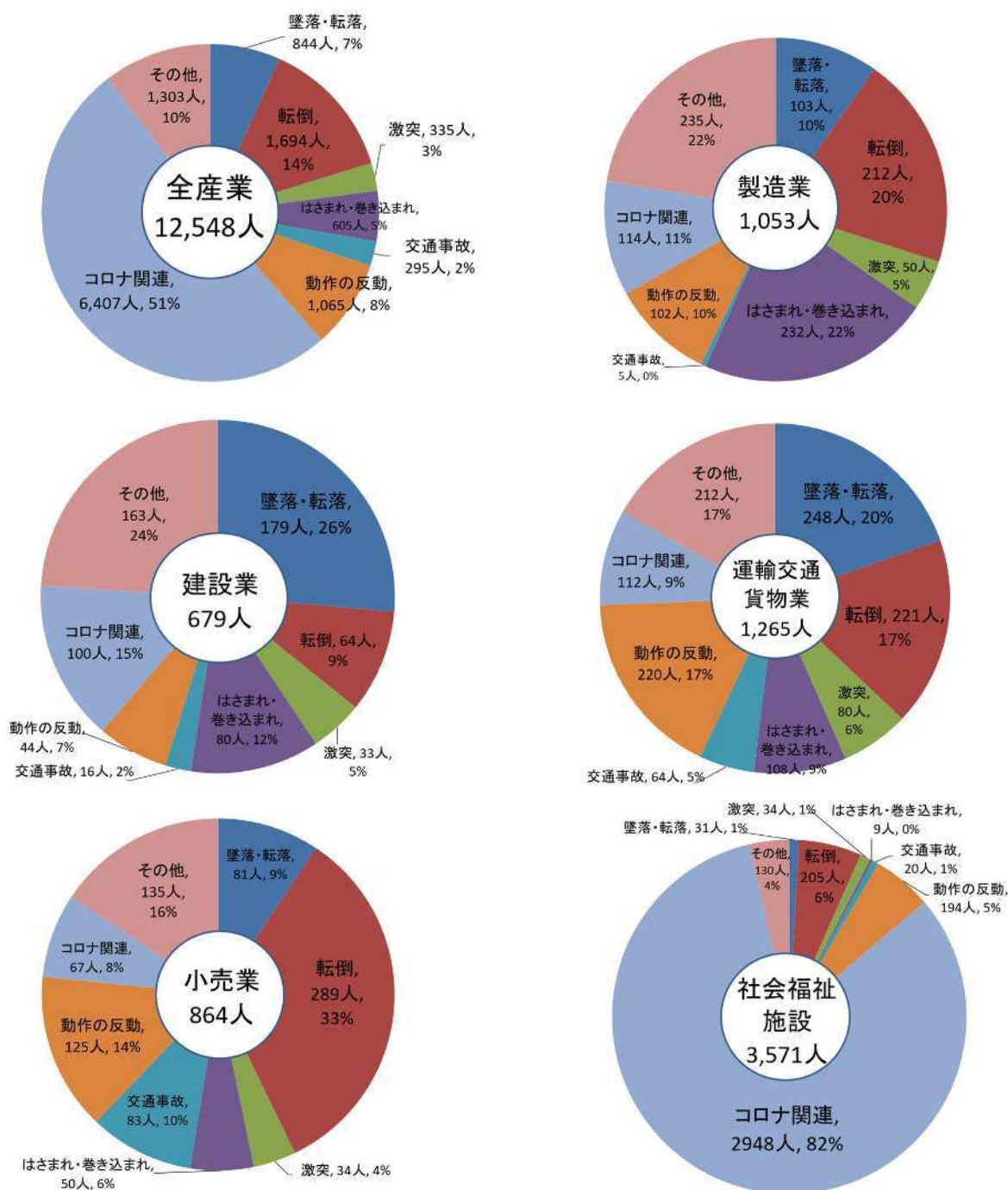


6 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

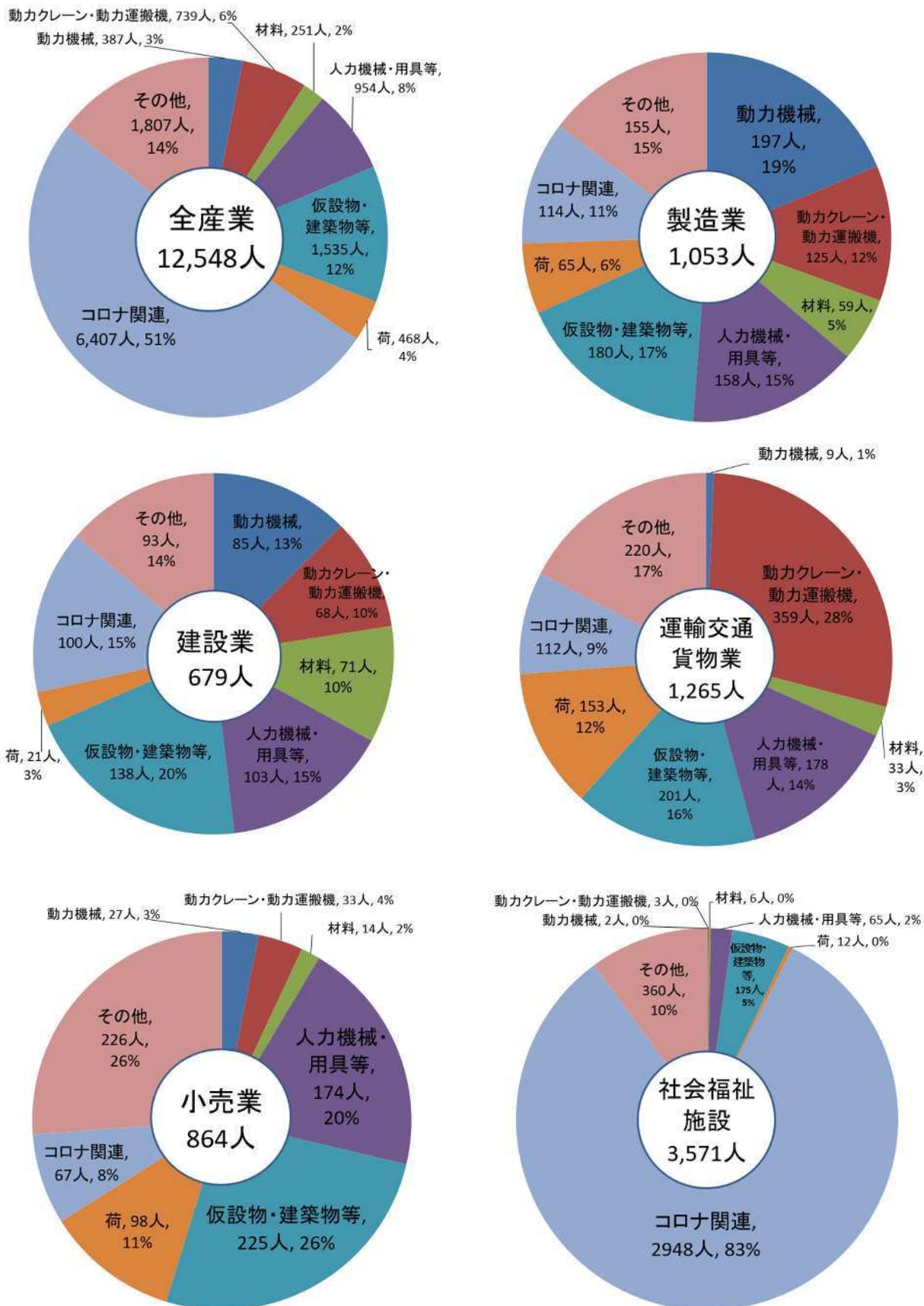
製造業では、食品加工用機械や金属加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害、建設業では建築物等からの墜落・転落災害、運輸交通貨物業では荷台等からの墜落・転落災害、小売業では作業面や通路での転倒災害、社会福祉施設ではコロナ関連のほか移動介助中等の腰痛（事故の型：動作の反動・無理な動作）、入浴介助中等の転倒災害が多く発生しています。

1 事故の型別(令和4年)



(注) 事故の型「交通事故」は道路上のものに限る（「交通事故(道路)」のみの数）。円グラフの「その他」には記載している事故の型以外のものの全てが含まれる。「運輸交通貨物業」は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

2 起因物別(令和4年)



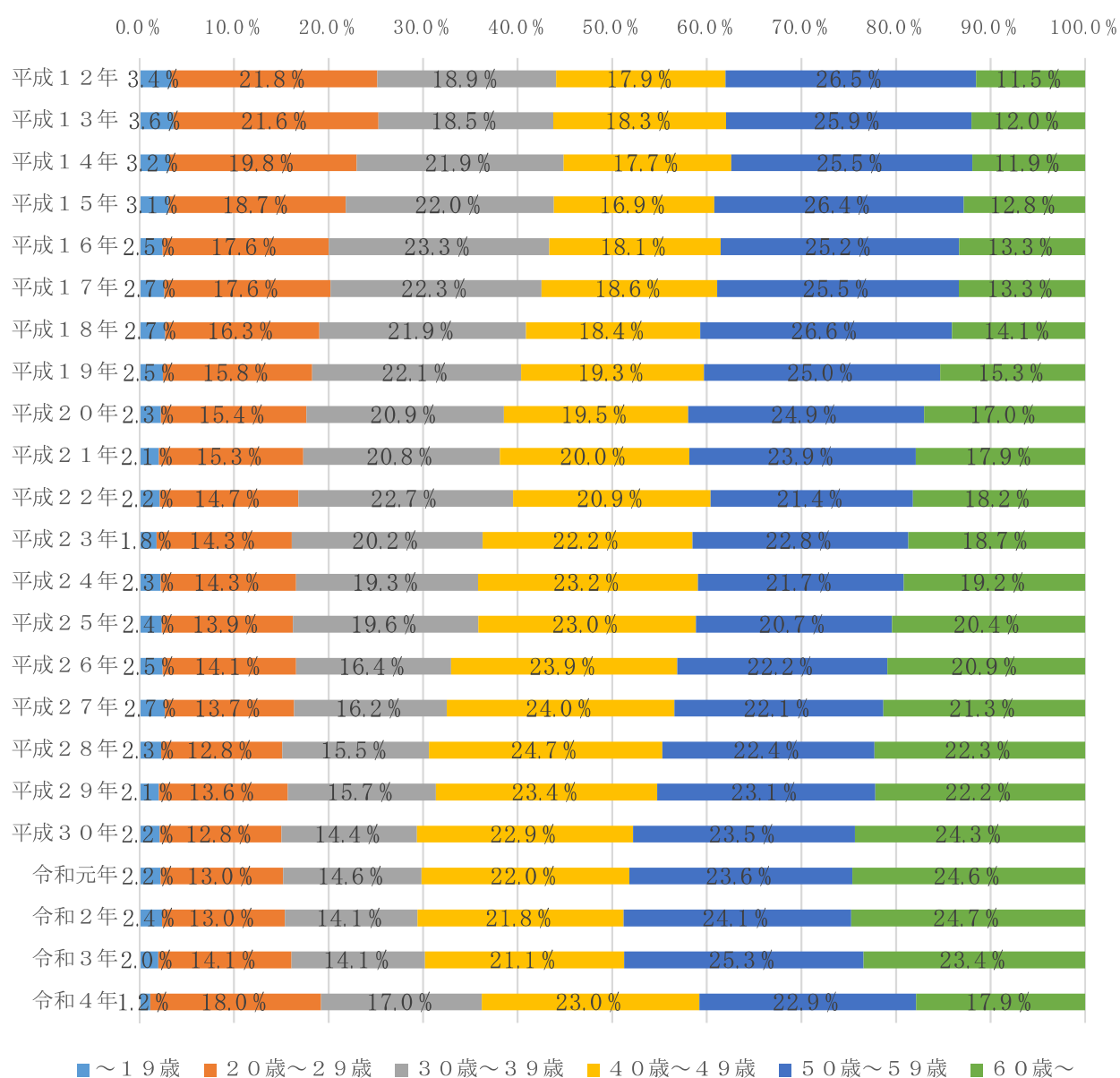
(注) 円グラフの「その他」には記載している起因物以外のものの全てが含まれる。「運輸交通貨物業」は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

7 高齢者に多い労働災害

1. 死傷災害

高齢化社会の進行に伴い、高齢者の就業者が増加し、60歳以上の労働者が被災者となる割合は増加傾向となっています。なお、就業構造基本調査から算出した雇用者に占める60歳以上の者の割合と比べても、労働災害の発生率増加幅が大きくなっていましたが、令和4年はコロナ関連により20代から40代の死傷者が増加したことにより全死傷者に占める60歳以上の割合は減少しています。高齢者の労働災害の特徴としては、高年齢になるほど転倒による労働災害の発生率が上昇し、特に高齢女性は高くなる傾向にあります。また休業見込期間が長期化する傾向にあります。

労働災害発生状況の推移（年齢階層別割合、休業4日以上の死傷者）



参考：雇用者に占める60歳以上の者の割合（就業構造基本調査における有業者総数より算出）

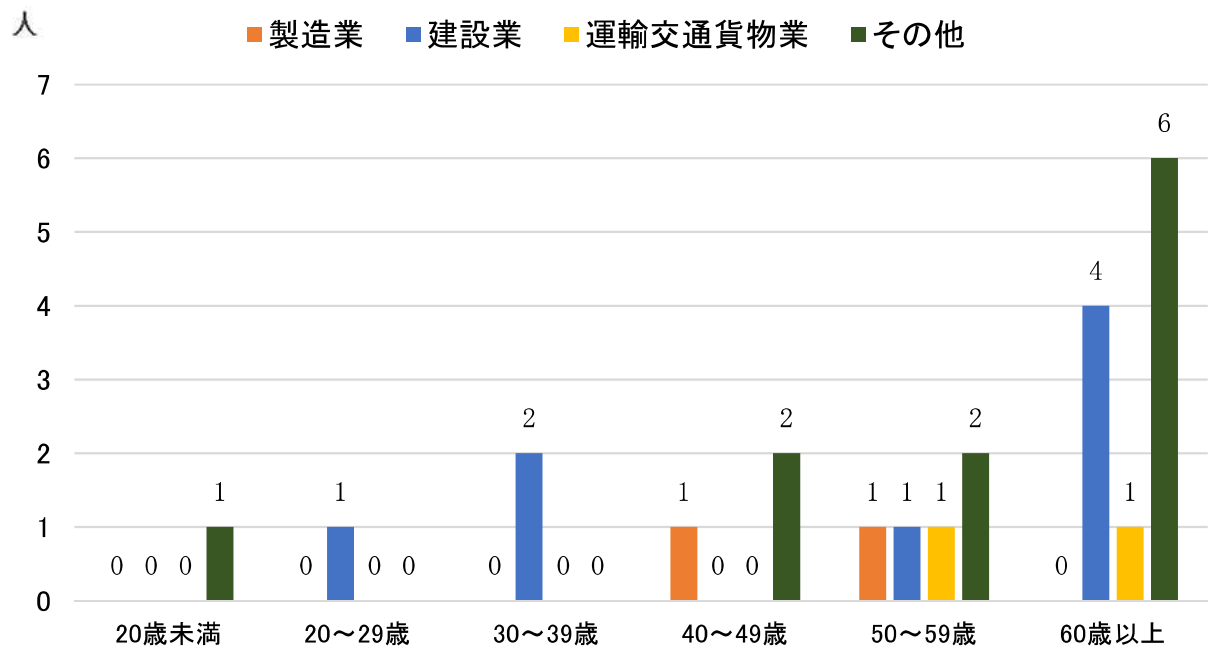
調査年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年
千葉県	13.0%	16.3%	19.3%	20.3%

2. 死亡災害

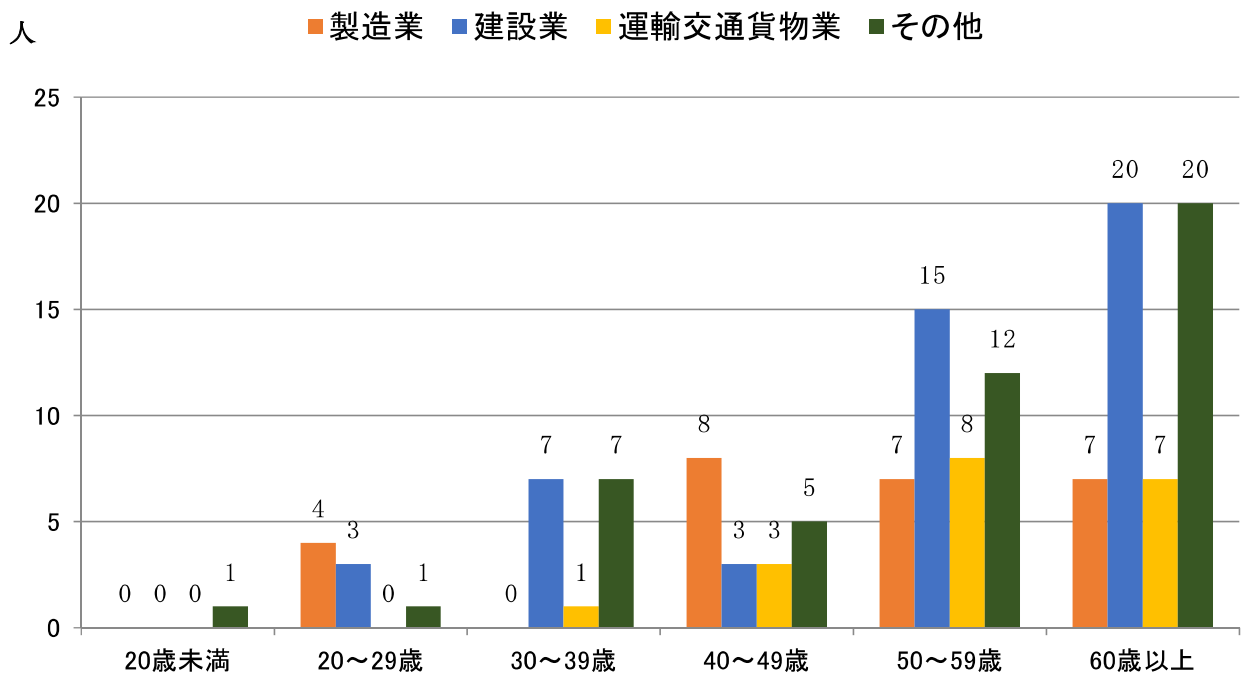
令和4年に発生した死亡災害のうち、60歳以上が11人、47.8%を占めています。

また、平成30年から令和4年までの5年間では死亡者数139人のうち、60歳以上が54人、38.8%を占め、50歳以上にすると96人、69.1%を占めており、年齢が高くなるにつれて死亡災害が多くなる傾向にあります。

年齢階層別、主な業種別死亡者数 令和4年



過去5年間の合計(平成30年～令和4年)



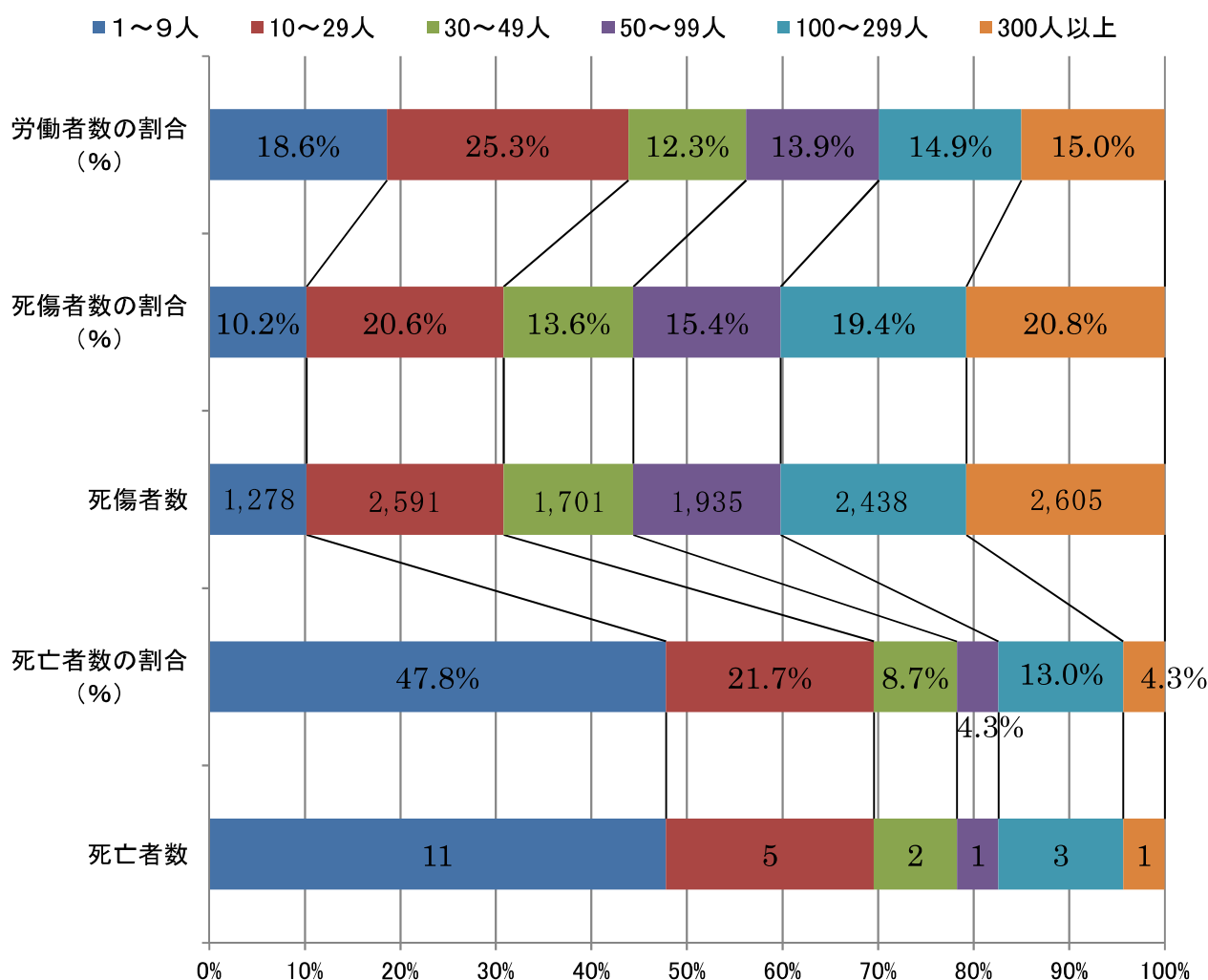
8 中小規模事業場に多い死亡災害

令和4年の死傷災害は全産業の事業場規模別では死傷者数の割合と比較して強い関連性は認められません。

一方、死亡災害については、労働者30人未満の中小規模事業場で約3分の2（69.6%）を占めており、これらは毎年同様な傾向にあります。

このように、死傷災害については事業場の規模によらず発生していますが、死亡災害については、中小規模事業場で比較的多く発生しています。

事業場規模別労働災害発生状況(令和4年)

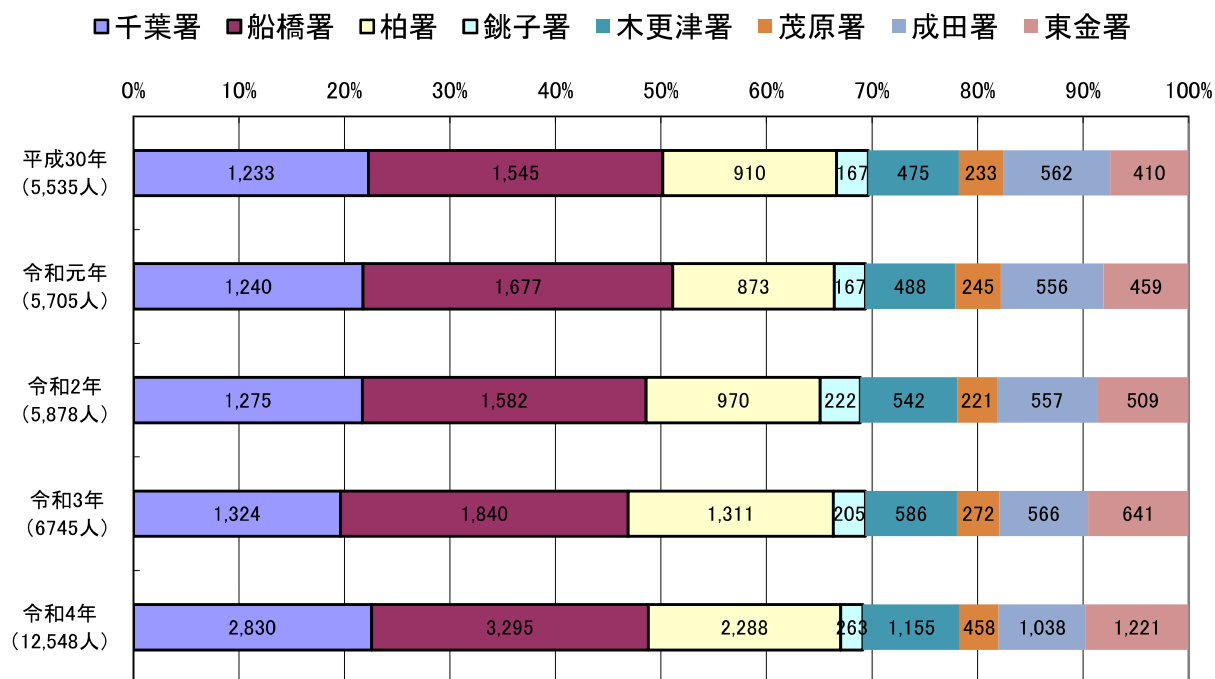


(注) 労働者数の割合は経済センサス-基礎調査(平成26年)に基づき算出

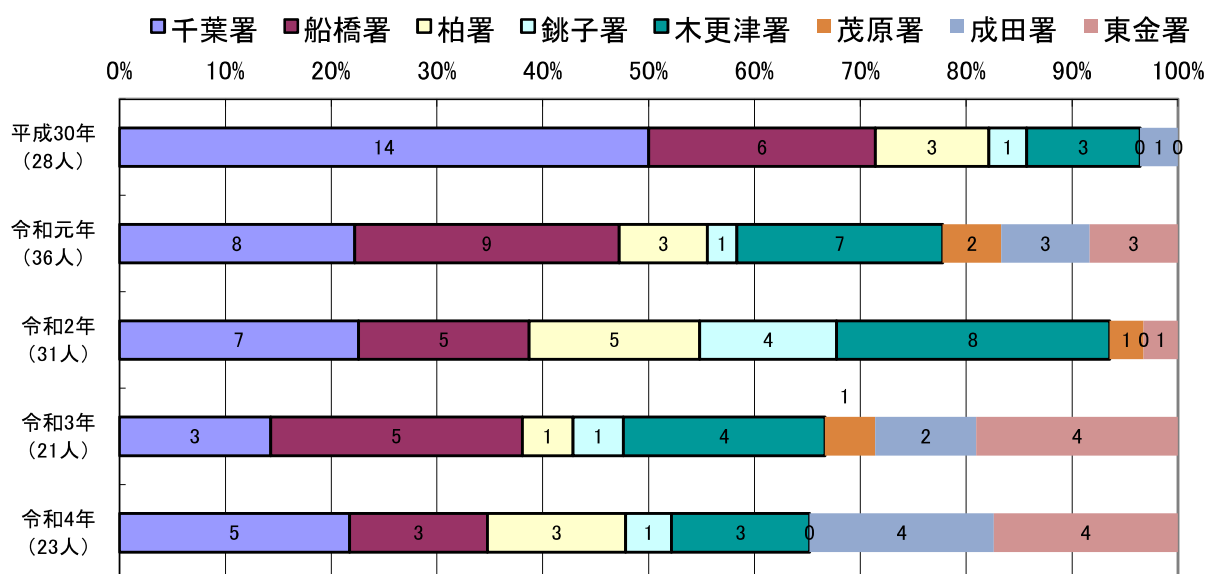
9 監督署別の労働災害発生状況

死傷災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の約3分の2を占めています。

1. 死傷災害



2. 死亡災害

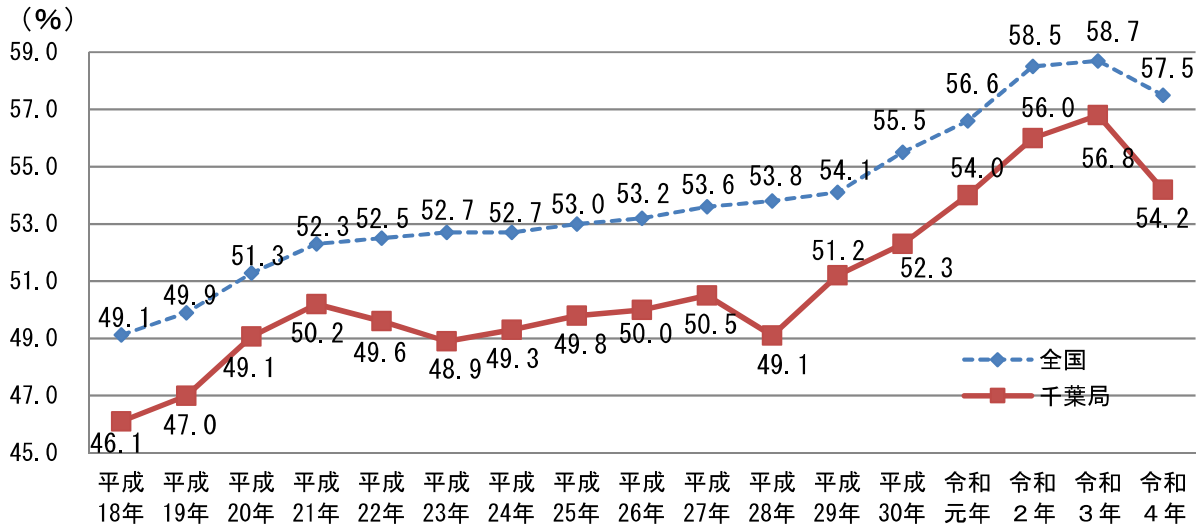


10 依然として増加傾向の有所見率

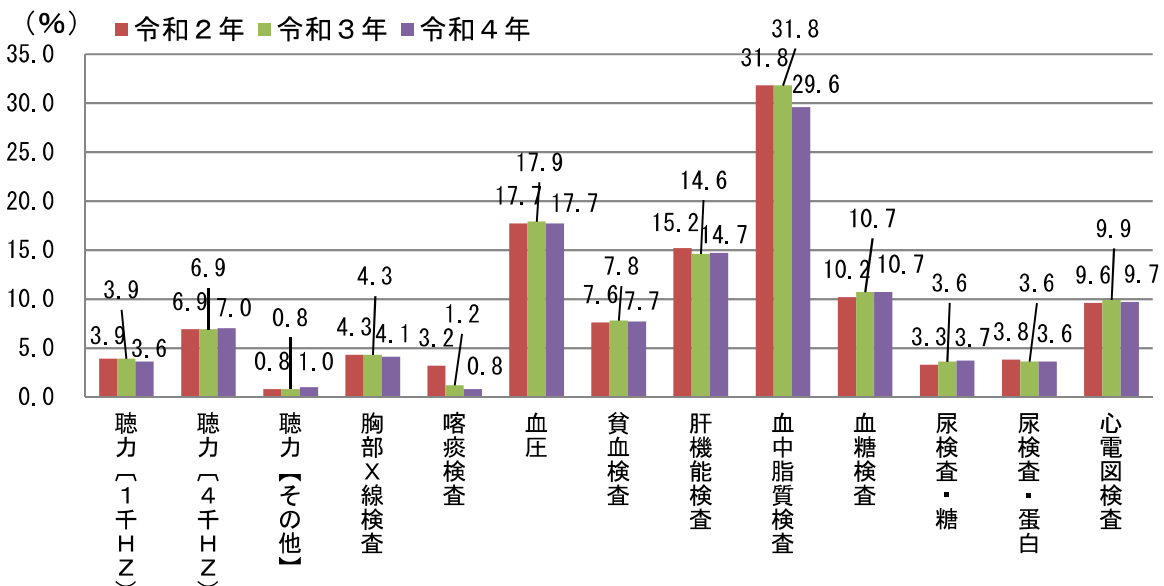
(注) 定期健康診断結果報告書による。

1. 定期健康診断結果有所見率の推移

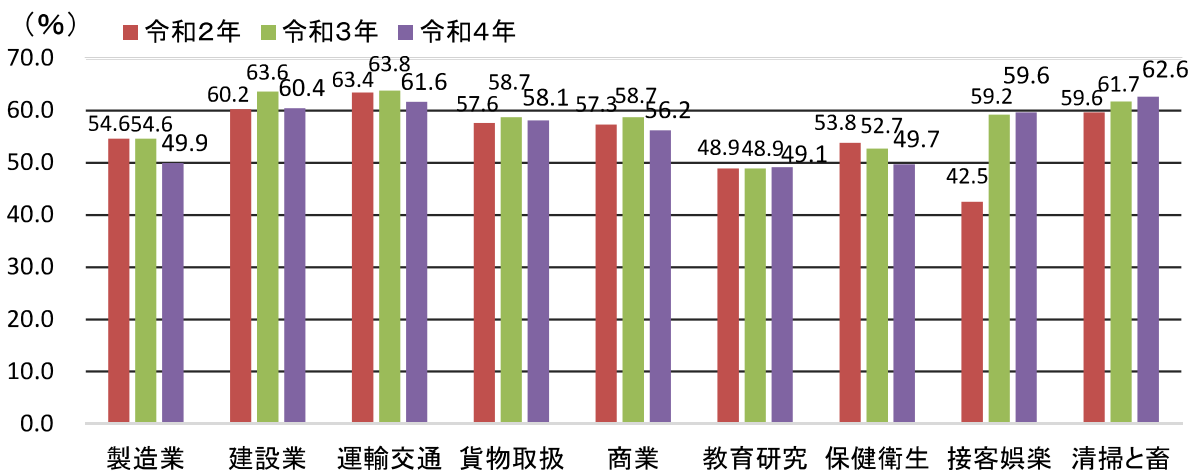
労働者の高齢化に伴って有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。



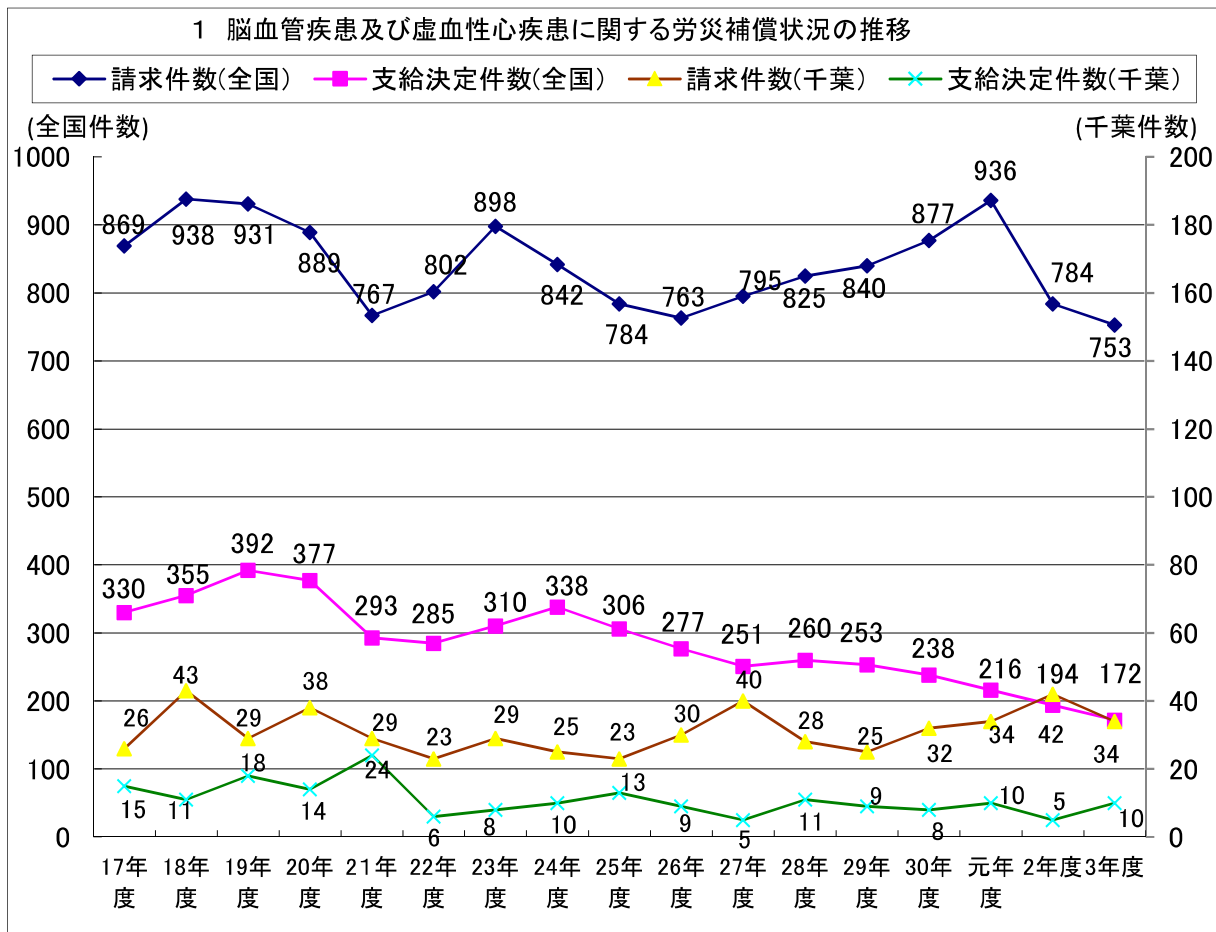
2. 千葉県における項目別有所見率



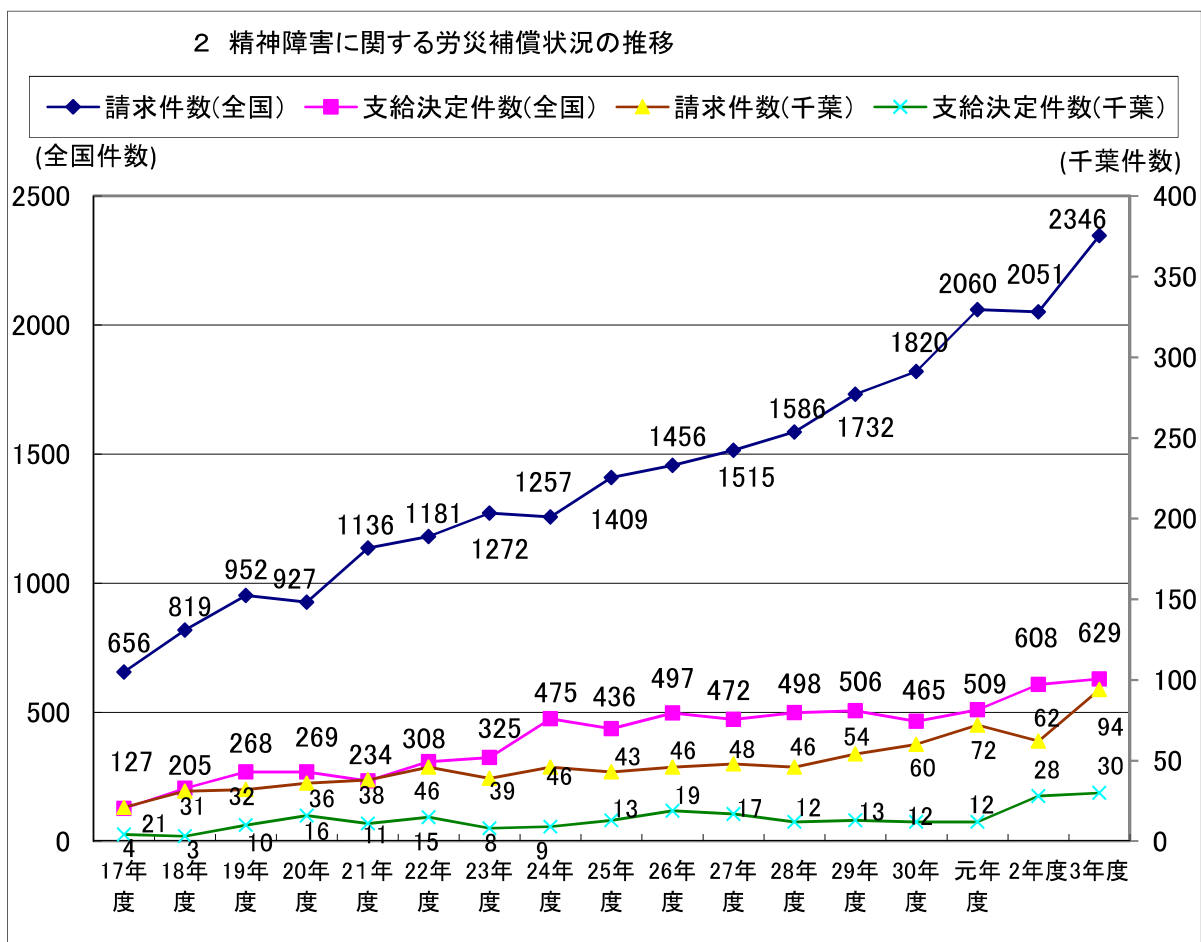
3. 千葉県における業種別有所見率



11 過労死等の労災補償状況の推移



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

12 令和4年の死亡災害

1. 製造業

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
1	1月	プラスチック製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	製造ラインにおいて、トラブルによりラインが停止したため、製造機内の残留物を除去していたところ、後続装置のロール機が動き出し、ロール機と製造機設備との間に頭部をはさまれた。
2	4月	金属製品製造業	墜落・転落	入庫ヤードにて、金属材料等を大型トラックの荷台（高さ1.3メートル）から下ろしているとき、荷台から転落した。

2. 建設業（土木・建築・その他工事関係）

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
3	1月	木造家屋建築工事業	墜落・転落	平屋住宅の屋根修繕工事の準備作業（屋根瓦に足掛かりを取り付ける等）にて、勾配屋根を移動中に瓦に躓く等によって、高さ約4mのところから墜落した。
4	3月	その他の建築工事業	交通事故（道路）	建設現場から会社事務所に戻る途中にて、車の調子が悪くなり道路脇に停車していたところ、後続車に追突された。
5	3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落・転落	個人宅のリフォーム工事にて、その日の塗装作業を終え、2階から1階へ外階段を利用して降りようとして、高さ2.8メートルから墜落した。
6	6月	その他の土木工事業	はさまれ・巻き込まれ	勾配のある道路で、傾斜の上に向かって高所作業車を停車させて樹木の伐採作業を行っていた。高所作業車のフロントアウトリガーを収納したところ、高所作業車が逸走して道路構造物と後方アウトリガーとの間にはさまれた。
7	7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	崩壊・倒壊	橋形クレーンの解体作業にて、高所作業車からクレーンガードに乗り移って作業中、ガードと脚が崩壊したことでガードとともに地面に激突した。墜落制止用器具はガードに取り付けていた。
8	7月	木造家屋建築工事業	墜落・転落	木造2階建て住宅の新築工事にて、2階床から屋根材を屋根上に上げる作業をしていたところ、2階床の開口部から約3メートル下の1階床に墜落した。
9	11月	その他の建築工事業	転倒	フォークリフトのフォークにフレコンバックを掛けた状態で現場内を走行中、フォークリフトが横転してフォークリフトのヘッドガードと地面の間に頭部を挟まれた。
10	12月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落・転落	立体駐車場の解体工事において、自動車の搬器上に乗り搬器を降下していたところ、搬器が傾き高さ約14mから地上まで墜落した。

3. 運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
1 1	1月	陸上貨物取扱業	墜落・転落	ピッキング用フォークリフト（荷とともに人が昇降するタイプのフォークリフト）を使用し、高さ約4mのラックにある荷を取る作業をしているときに、荷と共に墜落した。
1 2	1月	一般貨物自動車運送業	交通事故（道路）	徒歩で用務先に向かう途中、横断歩道を渡ろうとしたところトラックにはねられた。
1 3	7月	貨物自動車運送業	交通事故（道路）	こみ収集車を車両輸送のために運転中、中央分離帯に接触して車両が横転した。
1 4	7月	貨物自動車運送業	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフトにて、車両からコンテナを降ろす作業中、フォークリフト運転者は被災者（ドライバー）の存在に気付かずにコンテナを降ろしたところ、被災者がコンテナに挟まれた。

4. 商業（卸売業・小売業）

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
1 5	1月	小売業	交通事故（道路）	バイクにて新聞配達中に後続車に追突され、その勢いで反対車線に飛ばされ、対向車と正面衝突した。
1 6	6月	その他の卸売業	転倒	ショベル型アタッチメントを装着したフォークリフトを運転し、ショベルに約2.4tの荷物を入れて運搬中にフォークリフトが横転し、フォークリフトの下敷きとなった。
1 7	8月	小売業	交通事故（道路）	新聞配達を自動車で行っている途中で、運転操作を誤る等により道路脇の構造物に激突した。

6. その他の業種

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
1 8	2月	農業	飛来・落下	樹高約10mの立木（銀杏）の枝落とし（剪定）作業において、高さ約8mにあった枝をチェーンソーにて切り落とししたところ、幹から5m離れた位置で既に切り落としした枝の片づけ作業に従事していた被災者に当該枝が激突した。
1 9	2月	警備業	墜落・転落	工事業者による停電作業に先立ち、エレベーター搬器内に人が残っていないか確認するため、鍵によりエレベーターの扉を開けたところ、搬器はなく6.3メートル下方のピット内に墜落した。
2 0	2月	その他の事業	墜落・転落	荷捌き場において、被災者は一人でトラック荷台に積まれている荷を移し替える作業をしていたところ、荷台から墜落した。
2 1	5月	その他の教育研究業	おぼれ	環境調査の一環として河川の水を採取し、堰堤の水通し部を飛び越えたところ、バランスを崩す等により河川に転落しておぼれた。
2 2	5月	産業廃棄物処理業	はさまれ・巻き込まれ	倉庫前のトラックにフォークリフトで荷物を積み込みしているとき、荷物の一部が地上に落ちたので、それを拾うためにフォークリフトから降車した。フォークリフト停車位置は、トラックに向かい傾斜があり無人のフォークリフトが動き、フォークリフトとトラックの間にはさまれた。
2 3	8月	農業	高温・低温の物との接触	畑作業を朝の5時から従事し、12時30分頃に気分が悪くなって意識を失い、救急搬送された。気温は30℃以上であった。（WBGT値は未測定）

13 参考資料

事故の型分類表

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がぐずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態であつた場合をいう。プレス等の金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれる場合を含む。交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。（高温の場合）火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。（低温の場合）冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。（起因物との関係）金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。（起因物との関係）容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。（起因物との関係）起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。
※16	火災	（起因物との関係）危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故（道路）	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故（その他）	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であつて、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであつても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。（注：新型コロナウイルス感染症含）
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であつて、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起 因 物 分 類 表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号					
大	中	小		大	中	小						
1	動力機械	11	111	原動機	3	31	311	ボイラー				
		12	121	動力伝導機構			312	圧力容器				
	13	木材加工用機械	131	丸のご盤			319	その他の圧力容器				
			132	帯のご盤		32	321	化学設備				
			133	かんな盤			33	331	ガス溶接装置			
			134	角のみ盤、木工ボール盤		332		アーク溶接装置				
			135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤		339		その他の溶接装置				
			136	チェーンソー		34	341	炉 窯				
			139	その他の木工用機械			342	乾燥設備				
	14	建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械		349	その他の炉窯等					
			142	掘削用機械		35	351	送配電線等				
			143	基礎工事用機械			352	電力設備				
			144	締固め用機械			359	その他の電気設備				
			145	解体用機械		36	361	人力クレーン				
			146	高所作業車			362	人力運搬				
			149	その他の建設用機械			363	人力機械				
	151	旋盤	364	手工具								
	15	金属加工用機械	152	ボール盤、フライス盤		37	371	はしご等				
			153	研削盤、バフ盤			372	玉掛用具				
154			プレス機械	379	その他の用具							
155			鍛圧ハンマー	39	391	その他の装置、設備						
156			シャー		4	41	仮設物、建築物、構築物等	411	足場			
159			その他の金属加工用機械					412	支保工			
16			一般動力機械					161	遠心機械	413	階段、棧橋	
	162	混合機、粉碎機		414				開口部				
	163	ロール機（印刷ロール機を除く）		415				屋根、はり、もや、けた、合掌				
	164	射出成型機		416				作業床、歩み板				
	165	食品加工用機械		417				通路				
	166	印刷用機械		418	建築物、構築物							
	167	産業用ロボット		419	その他の仮設物、建築物、構築物等							
169	その他の一般動力機械	5	51	危険物有害物等	511	爆発性の物等						
17	伐出車両系木材機械等				171	伐木等機械	512	引火性の物				
					172	走行集材機械	513	可燃性のガス				
					173	架線集材機械	514	有害物				
					179	その他の車両系林業用機械	515	放射線				
					2	物上げ装置・運搬機械	21	動力クレーン等	52	材料	519	その他の危険物、有害物等
											521	金属材料
		522	木材、竹材									
523	石、砂、砂利											
529	その他の材料											
22	動力運搬機	23	乗物	6		荷	611	荷姿のもの				
							612	機械装置				
							7	環境等	711	地山、岩石		
									712	立木等		
									713	水		
714	異常環境等											
715	高温、低温環境											
716	その他の環境等											
23	乗物	239	その他の乗り物	9	その他	911	その他の起因物					
						921	起因物なし					
						999	分類不能					

STOP！熱中症

令和5年5月～9月

クールワークキャンペーン

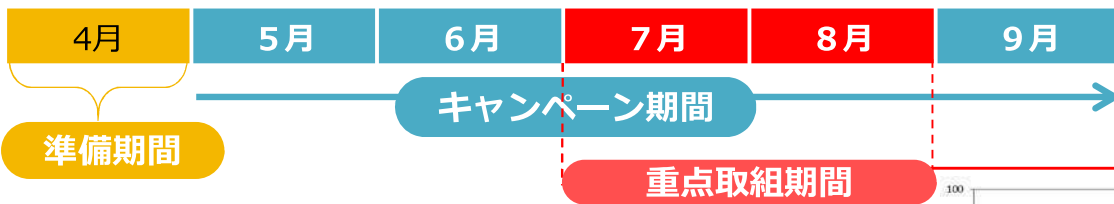
— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



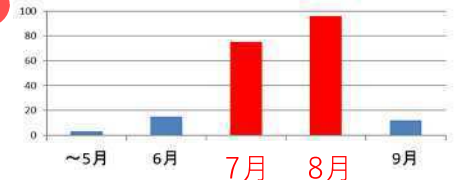
労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

●実施期間：令和5年5月1日～9月30日（準備期間4月、重点取組期間7月・8月）










キャンペーン
実施要綱

確実に実施できているかを確認し、に
チェックを入れましょう！



準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立	
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検	
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討	
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討	
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知	
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

(R5.3)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

WBGT値、確認ヨシ!



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月・8月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**





第14次労働災害防止計画 ～ Safe Work CHIBA ～

「一人一人が安全で健康に働ける「ちば」のために」

基本目標

- 死亡災害：2022年と比較して、2027年までに**5%以上**減少させる。
- 死傷災害：2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに**減少**に転じさせる。